

個人事業税

個人が営む事業のうち、地方税法等で定められた事業（70の業種）に対してかかる税金です。

納める方

県内に事務所又は事業所があり、法定業種の事業を営む個人

納める納期と方法

原則として8月及び11月の年2回。県税事務所等から送付する納税通知書で、各納期に納めます。県税事務所等の窓口、銀行などの金融機関等又はコンビニエンスストアで納められるほか、スマートフォンアプリ「モバイルレジ」によるクレジットカード支払又はインターネットバンキング支払、電子マネースマートフォンアプリによるLINEPay請求書支払、PayPay請求書払い、d払い請求書払い、J-Coin請求書払い、aupay請求書払いや口座振替も利用できます。

第1期 8月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

注 税額が1万円以下の場合、第1期に一括して納めることになっています。

注 コンビニ収納及びスマートフォンアプリによる支払については、税額が30万円以下の場合に対応可

※個人事業税の納税は、便利で安心、そして安全な「口座振替」をご利用ください。

●法定業種と税率

区分	事業の種類				税率
第1種事業 (37業種)	物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	5%
	不動産貸付業	製造業	電気供給業	土石採取業	
	電気通信業	運送業	運送取扱業	船舶ていけい場業	
	倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業	
	出版業	写真業	席貸業	旅館業	
	料理店業	飲食店業	周旋業	代理業	
	仲立業	問屋業	両替業	公衆浴場業(温泉等)	
	演劇興行業	遊技場業	遊覧所業	商品取引業	
	不動産売買業	広告業	興信所業	案内業	
	冠婚葬祭業	—	—	—	
第2種事業 (3業種)	畜産業	水産業	薪炭製造業	—	4%
第3種事業 (30業種)	医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業	5%
	弁護士業	司法書士業	行政書士業	公証人業	
	弁理士業	税理士業	公認会計士業	計理士業	
	社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	不動産鑑定業	
	デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業	
	クリーニング業	公衆浴場業(銭湯)	歯科衛生士業	歯科技工士業	
	測量士業	土地家屋調査士業	海事代理業	印刷製版業	
	あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等の業			装蹄師業	3%

●納める額

税額は、税務署等に提出した確定申告書等の所得金額を基に計算します。

$$\left(\begin{array}{c} \text{事業所得} \\ \text{不動産所得} \end{array} + \begin{array}{c} \text{青色申告} \\ \text{特別控除額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{損失の繰越} \\ \text{控除額等} \end{array} - \begin{array}{c} \text{事業主} \\ \text{控除額} \end{array} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

○ 事業所得・不動産所得は、収入金額から必要経費等を差し引いたもので、その計算は所得税の計算と概ね同じ計算で行います。

○ 個人事業税には、青色申告特別控除の適用はありませんので、所得金額に加算します。

●各種控除

1 専従者控除

事業を行う者と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する者がいる場合は次の額が控除されます。

- (1) 青色申告者 青色事業専従者に支払われた適正な給与額
- (2) 白色申告者 事業専従者1人について、次のいずれか低い方の金額
 - ア 50万円（配偶者の場合は86万円）
 - イ $(\text{事業専従者控除前の所得金額}) \div (\text{事業専従者数} + 1)$

2 損失の繰越控除

青色申告者で、事業の所得が赤字（損失）となったときは、損失の生じた年の翌年から3年間にわたって繰越控除ができます。

3 被災事業用資産の損失の繰越控除

震災、風水害、火災などの災害により事業用資産に損害を受けた場合は、損失の生じた年の翌年から3年間にわたって繰越控除ができます。

4 事業用資産の譲渡損失の控除と繰越控除

事業の用に供する資産（機械、装置、車両など）を譲渡したため生じた損失額については、その年の事業の所得から控除することができます。
 青色申告者については、その損失の生じた年の翌年から3年間にわたって繰越控除ができます。

5 事業主控除

年290万円（事業を年の途中で開始し、又は廃止した場合は、月割額になります。）

●申告

次の方は、毎年3月15日までに前年中の事業の所得などを、県税事務所等に申告する必要があります。ただし、所得税の確定申告や住民税の申告をした者は、個人事業税の申告をする必要はありません。

- (1) 事業の所得金額が事業主控除額（290万円）を超える者
- (2) 繰越控除等を受ける者

注 年の途中で事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に申告をしなければなりません。

●白色申告と青色申告の違い

	白色申告	青色申告	
届出の必要	なし	あり	
特別控除	なし	10万円	55万円 ^{注2}
記帳義務	なし（収入300万からは必要 13年以降は収入額不問で簡易簿記）	簡易簿記	正規の複式簿記
決算書の作成	なし （『収支内訳書』を作成）	「貸借対照表」「損益計算書」	
		一部未記入でも可	全て記入が原則
専従者 （家族従業員への支払）	配偶者 86万円まで ^{注1} それ以外 50万円まで	妥当であれば、金額の制限はなし （一定以上は源泉徴収が必要。専従者の届出が必要）	
赤字処理、 減価償却の特例	なし	あり	

注1 白色申告専従者控除は、所得の状況で配偶者でも86万円以下になる場合もあります。

注2 e-TAXによる申告は電子帳簿保存を行なった場合は、65万円の控除が受けられます。

地方消費税

商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課税される税金で、消費税が課税される取引にあわせて地方消費税も課税されます。

原則として、事業者が納める税金ですが、商品などの価格に上乗せされ、最終的には消費者の負担となります。

納める方

国内取引に係る譲渡割
資産の譲渡・貸付け及び役務の提供を事業として行う個人事業者と法人

輸入取引に係る貨物割
外国貨物を保税地域から引き取る方

納める額

消費税額の78分の22

これを消費税率に換算すると、消費税7.8%（国税） $\times 22/78 = 2.2\%$ （地方消費税）となり、国の消費税と併せた負担率は10%（7.8% + 2.2%）となります。

例) 1,000円の商品を購入した場合の消費税（地方消費税含）100円の内訳は
1,000円 $\times 7.8\% = 78$ 円（消費税） 78円 $\times 22/78 = 22$ 円（地方消費税）

納める時期と方法

国内取引に係る譲渡割 当分の間、国の消費税と併せて税務署に申告納付します。
輸入取引に係る貨物割 消費税と併せて税関に申告納付します。

●税率

		平成26年4月1日～	令和元年10月1日～
地方消費税率		1.7% (消費税率の63分の17)	2.2% (消費税率の78分の22)
参考	消費税率	6.3%	7.8%
	合計	8%	10%

※飲食物品（酒類及び外食を除く）及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞については、軽減税率制度が導入され令和元年10月1日以降についても税率は8%（国：6.24%、地方：1.76%）となります。

●都道府県間の清算

地方消費税は、商品やサービスの提供が行われた各流通段階で事業者課税する一方、前流通段階での税額を控除する仕組みをとることにより、税負担を最終消費者に求める税金です。

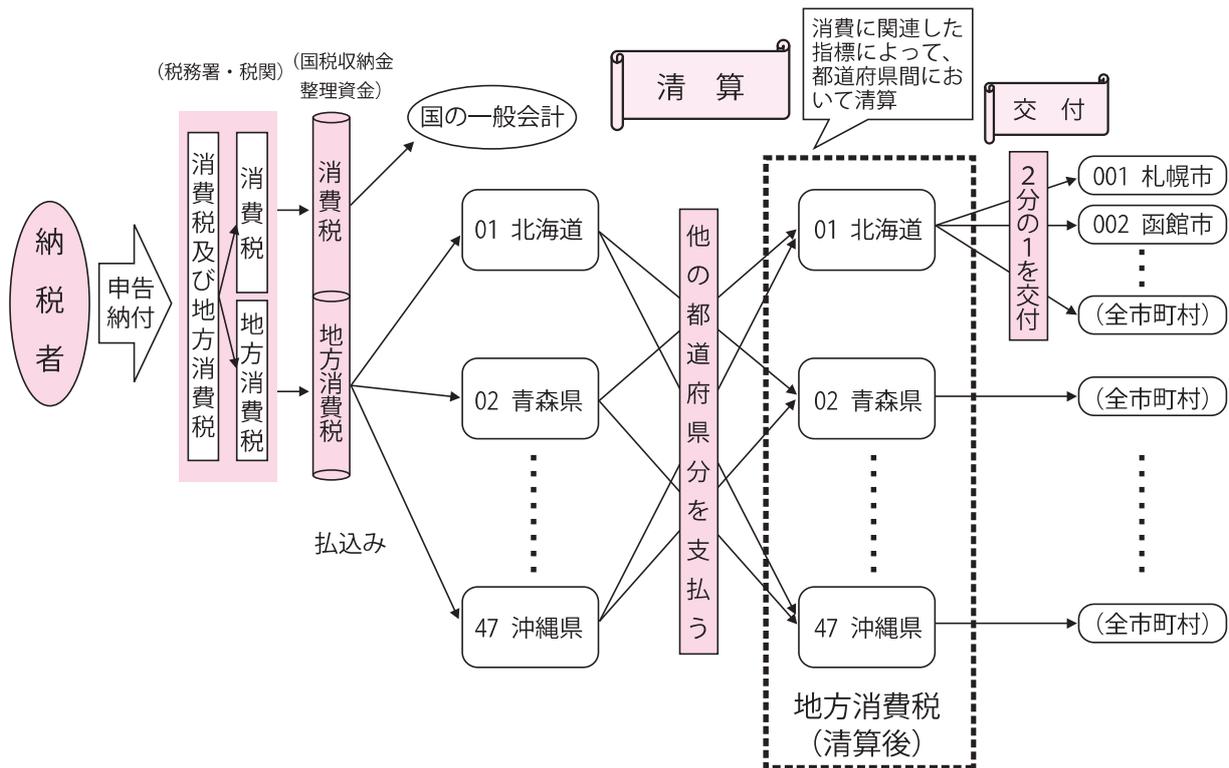
そこで、商品やサービスの最終的な消費地に、その消費の規模に応じた税収を帰属させるため、消費に関連する指標に基づき、都道府県間で清算を行います。

●市町村への交付

都道府県間の清算後の金額の2分の1相当額を、人口及び従業者数によりあん分して交付します。

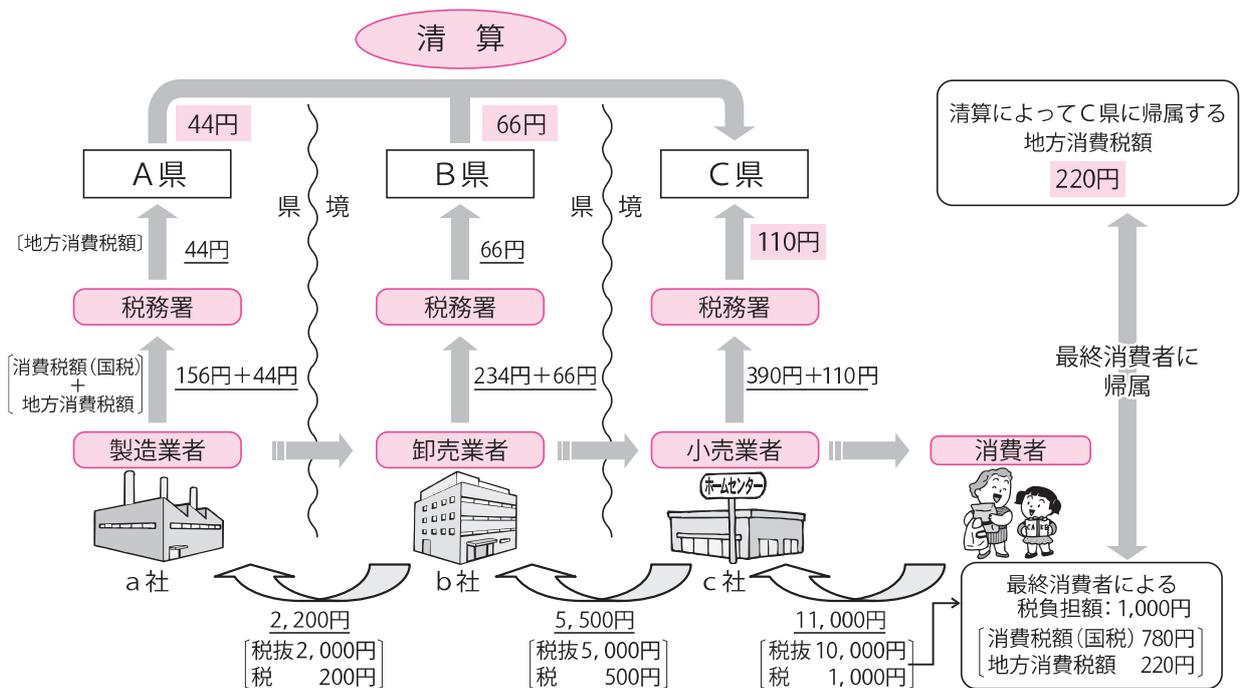
注 税率引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、引上げ分の地方消費税の税収が社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口によりあん分して交付します。引上げ前の税率1%の地方消費税に係る市町村交付金については、これまでどおり人口及び従業者数によりあん分して交付します。

●地方消費税のフローチャート



●消費税の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算の意義

○国から払い込まれた地方消費税額につき、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間で清算



不動産取得税

土地や家屋を購入したり、家屋を建築するなどして不動産を取得したときに、登記の有無にかかわらず課税されます。ただし、相続により不動産を取得した場合には課税されません。

納める方

土地や家屋を、有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、売買、贈与、交換、新築、増築などにより取得した方（個人、法人を問いません。）

納める額

	平成20年4月1日から 令和6年3月31日までの取得
土地	価格 × 3%
家屋（住宅）	
家屋（住宅以外）	価格 × 4%

注 令和6年3月31日までに宅地等（宅地及び宅地評価された土地）を取得した場合は、価格の2分の1を課税標準額とします。

納める納期と方法

県税事務所等から送付する納税通知書で、納税通知書に記載されている納期限までに、県税事務所等の窓口、銀行などの金融機関等や、コンビニエンスストアで納められるほかスマートフォンアプリ「モバイルレジ」によるクレジットカード支払又はインターネットバンキング支払、電子マネースマートフォンアプリによるLINEPay請求書支払、PayPay請求書払い、d払い請求書払い、J-Coin請求書払い、aupay請求書払いも利用できます。

注 コンビニ収納及びスマートフォンアプリによる支払については、税額が30万円以下の場合に対応可

●価格

価格とは、総務大臣が定めた固定資産評価基準により評価され、決定された価格で、原則として市町村に備えられている固定資産課税台帳に登録されている価格をいい、売買価格や建築工事費とは異なりますのでご注意ください。

また、新增築家屋の場合は、建築時点における価格を算出するため、固定資産課税台帳に登録された価格と多少異なります。

●免税点

取得した不動産の価格が次の金額未満の場合は、課税されません。

区分	土地	家屋	
		新築（増改築）	その他
価格	10万円未満	23万円未満	12万円未満

●不動産を取得したときの申告

家屋又は土地を取得した場合は、取得した日から60日以内に取得した不動産の所在市町村を經由して県税事務所等に申告することになっています。

ただし、取得した日から60日以内に登記を行えば、県税事務所等への申告は不要となります。

（令和5年4月1日から）

●住宅を取得したときの軽減措置

一定の要件を満たす住宅を取得した場合は、申請により、価格から一定額が控除されます。

1 新築住宅の取得

要件	床面積が50㎡以上240㎡以下（戸建以外の貸家は40㎡以上240㎡以下）
控除される額	1,200万円 注 当該家屋が平成21年6月4日から令和6年3月31日までに取得した「認定長期優良住宅」の場合は1,300万円が控除されます。認定長期優良住宅については各市町村又は沖縄県土木建築部住宅課にお問い合わせください。 注 併用住宅や集合住宅については、独立的に区画された一部分ごとに特例適用の有無を判断します。
税額の計算	(価格－控除額) × 3% = 税額

2 既存（中古）住宅の取得

要件	(1) 個人が自己の居住用として取得したもの (2) 床面積が50㎡以上240㎡以下 (3) 次のいずれかに該当する住宅 ア 昭和57年1月1日以後に新築されたもの イ 建築士等により耐震診断適合の証明がされたもの（証明にかかる調査が、住宅の取得日前2年以内に終了していることが必要です。）														
控除される額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新築年月日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和48年1月1日～昭和50年12月31日</td> <td>230万円</td> </tr> <tr> <td>昭和51年1月1日～昭和56年6月30日</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>昭和56年7月1日～昭和60年6月30日</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>昭和60年7月1日～平成元年3月31日</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>平成元年4月1日～平成9年3月31日</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平成9年4月1日以降</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table>	新築年月日	控除額	昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	230万円	昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	350万円	昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420万円	昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円	平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円	平成9年4月1日以降	1,200万円
新築年月日	控除額														
昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	230万円														
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	350万円														
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420万円														
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円														
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円														
平成9年4月1日以降	1,200万円														
税額の計算	(価格－控除額) × 3% = 税額														

●住宅用土地を取得したときの軽減措置

一定の要件を満たす住宅用土地を取得した場合は、申請により、土地の税額から一定額が減額されます。

1 新築の特例適用住宅用土地の取得

【要件】

- (1) 土地の取得後2年以内（注）にその土地の上に床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅（戸建以外の貸家は40㎡以上240㎡以下の住宅。以下「特例適用住宅」という。）が新築された場合で、次のいずれかに該当する場合

注 令和6年3月31日までの取得については3年（一定の要件を満たす場合は4年）以内

- ア 土地を取得した者がその土地を特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有している場合
イ 土地を取得した者がその土地を譲渡して、直接その土地の譲渡を受けた者が特例適用住宅を新築した場合

- (2) 特例適用住宅を新築した者が、新築後1年以内にその敷地を取得した場合

- (3) 新築未使用の特例適用住宅及びその敷地をその住宅の新築後1年以内に取得した場合

2 既存（中古）の自己居住用耐震基準適合既存住宅用土地の取得

【要件】

- (1) 【土地の取得が先の場合】

土地を取得した者が取得した日から1年以内に、その土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅_注を取得した場合

- (2) 【住宅の取得が先の場合】

自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅_注を取得した者が、その取得後1年以内にその敷地を取得した場合

注 次のいずれかに該当する住宅

- ア 昭和57年1月1日以後に新築されたもの
イ 建築士等により耐震診断適合の証明がされたもの（証明にかかる調査が住宅の取得日前2年以内に終了していること。）

《減額される額》

次のいずれか多い方の額が税額から減額されます。

- (1) 45,000円
(2) (土地の1㎡当たりの価格) × (住宅の床面積の2倍〔200㎡が限度〕) × 3%

●その他の軽減・減免等措置

- (1) 耐震基準不適合既存住宅を取得した場合で、取得から6月以内に取得した不動産に耐震改修を行い、耐震基準適合の証明がされたもの。
- (2) 取用された不動産に代わる不動産を取得した場合
注 代替性があるものに限ります。(店舗を取用されて住宅を新築した場合は該当しません。)
- (3) 公共法人等が国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて、当該法人の本来の事業の用に直接供する不動産を取得した場合
- (4) 地縁による団体の地域的な共同活動のための不動産を当該団体の代表者等が取得した場合
- (5) 収益事業を行わない公益財団法人又は公益社団法人が、当該法人の本来の事業の用に直接供する不動産を取得した場合
注 税を免除することが他の納税者との租税負担の関係において、公平又は公正を失するものでない場合に限ります。
- (6) 譲渡担保財産を取得した場合
注 担保設定の日から2年以内に債務が消滅し、かつ譲渡担保財産が元の所有者(設定者)に戻る場合に限ります。
- (7) 宗教法人、学校法人、社会福祉法人等が地方税法で定められた不動産を取得した場合

県たばこ税

たばこの消費に対して課税される税金であり、たばこの小売定価に税金が含まれます。県たばこ税のほか、国たばこ税、たばこ特別税(国税)及び市町村たばこ税が課税されます。輸入たばこについても、国産のたばこと同様に課税されます。

県たばこ税は、県内でたばこが買われた場合に県の収入となり、県民の暮らしに役立てられています。

納める方

製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者など

納める額

製造たばこ本数(1,000本につき) × 税率

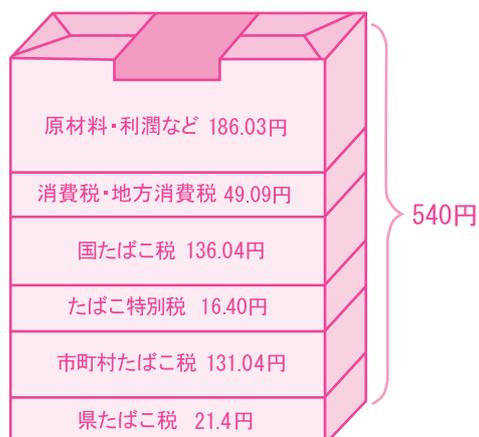
納める時期と方法

1ヶ月分の製造たばこの品目ごとの売り渡し本数をまとめて税額を計算し、翌月末日までに県税事務所や宮古事務所又は八重山事務所の県税課に申告して納めます。

○税率 (1,000本につき)	H30.4.1以降		H30.10.1以降		R1.10.1以降	R2.10.1以降	R3.10.1以降
	旧3級品	旧3級品以外	旧3級品	旧3級品以外			
都道府県たばこ税	656	860	656	930	930	1,000	1,070
市町村たばこ税	4,000	5,262	4,000	5,692	5,692	6,122	6,552
国のたばこ税	4,656	6,122	4,656	6,622	6,622	7,122	7,622
合計	9,312	12,244	9,312	13,244	13,244	14,244	15,244

注1 旧3級品とは、わかば・エコー・ゴールデンバット・ウルマの4品目をいいます。

注2 旧3級品の税率の特例が平成28年4月1日以降段階的に廃止され、令和元年10月1日以降は旧3級品と旧3級品以外の税率が同じになります。



1箱(20本入り)に含まれるたばこ税は304.88円です。(R3.10.1時点の税率で、1箱540円の商品とした場合)

ゴルフ場利用税

ゴルフ場を利用する方に対して、利用の日ごとに定額で課税されます。

納める方

ゴルフ場を利用する方

納める額

ゴルフ場の規模や整備状況等により等級が定められています。

級数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
税率	960円	800円	720円	640円	560円	480円	400円

納める時期と方法

ゴルフ場経営者などが、利用者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月10日までに県税事務所や宮古事務所又は八重山事務所の県税課に申告して納めます。

●ゴルフ場とは

ホールの数が18ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離が100m以上の施設（総面積が10万㎡未満のものを除く。）及びホールの数が9ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離が概ね150m以上の施設をいいます。

●ゴルフ場利用税の非課税

次のいずれかに該当する場合は、申請により非課税となります。

- (1) 18歳未満の者が利用する場合
- (2) 70歳以上の者が利用する場合
- (3) 障害者が利用する場合
- (4) 国際競技大会や国民体育大会のゴルフ競技への参加選手が利用する場合（公式練習を含みます。）
- (5) 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が学校の教育活動として利用する場合

●ゴルフ場利用税率の特例

次のいずれかに該当する場合は、各要件を満たした場合に税金の特例を受けることができます。

ただし、税金の特例を受けられるのは、これらの利用について一定以上低い利用料金の定めがあるゴルフ場に限ります。

- (1) 年齢65歳以上70歳未満
- (2) 軽減税率適用競技会に参加するプロゴルファー以外の者
- (3) 早朝利用等ゴルフ場利用について制約がある場合

●市町村への交付

税収の10分の7をゴルフ場が所在する市町村に交付します。

●ゴルフ場の等級に係る決定基準について

ゴルフ場の等級は、ホール数、ホールの平均距離及び利用料金の3要素の区分ごとの評点の合計点により決定されています。

この場合の「利用料金」は、平日のグリーンフィーの額と諸経費の合計額となります。ただし、平日のグリーンフィーを上回るカートフィー等がある場合、休日のカートフィー等の額が平日のカートフィー等の額の2倍以上であり、かつ、平日のグリーンフィーの額を上回る場合又は平日のグリーンフィーの2倍を上回る休日のグリーンフィーがある場合は、次の(1)から(3)までの額のうち高い額を平日のグリーンフィーとみなすこととしています。

- (1) 平日のグリーンフィーとカートフィー等の合計額の2分の1
- (2) 平日のグリーンフィーの額と休日のカートフィー等の合計額の2分の1
- (3) 休日のグリーンフィーの2分の1

要素		級数		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
総評点				100点	90点	80点	70点	60点	50点	40点以下のもの	
ホール数	区分	18ホール以上					18ホール未満				
	評点	20点					10点				
利用料金	区分	7,000円を超えるもの	5,000円を超え7,000円以下のもの	4,000円を超え5,000円以下のもの	3,000円を超え4,000円以下のもの	2,000円を超え3,000円以下のもの	2,000円以下のもの				
	評点	60点	50点	40点	30点	20点	10点				
ホールの平均距離	区分	300メートル以上			200メートル以上300メートル未満		200メートル未満				
	評点	20点			10点		0点				

●沿革

- 昭和29年 入場税（国税）第三種の施設利用に対して「娯楽施設利用税」を創設。
- 昭和41年 娯楽施設利用税市町村交付金制度創設（交付率1/6）（→S46年1/3→S48年1/2）
- 平成元年 消費税創設に伴い課税対象をゴルフ場に限定し「ゴルフ場利用税」と改称（交付率改定7/10）
- 平成15年 非課税措置創設（18歳未満、70歳以上、障害者、国体のゴルフ競技、学校の教育活動として行う場合）
- 令和2年 非課税措置拡充（国際競技大会のゴルフ競技など）

軽油引取税

主にディーゼル車の燃料に使用する軽油の購入者などに課税されます。

納める方

元売業者又は特約業者から軽油を現実に引き取った方など

納める額

引き取った軽油の量 × (1キロリットルにつき) 税率 32,100円 (1リットルあたり32.1円)

納める時期と方法

元売業者と特約業者が、軽油の購入者から代金と一緒に税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに那覇県税務所に申告して納めます。

●軽油とは

次の規格を有する炭化水素油です。

- 比重(15℃)・・・0.8017超0.8762以下
- 分留性状90%留出温度・・・267度超400度以下
- 残留炭素分・・・0.2%以下
- 引火点・・・130度以下

●元売業者、特約業者とは

元売業者・・・軽油の製造業者、輸入業者、販売業者で総務大臣が指定した者

特約業者・・・元売業者から継続的に軽油の供給を受け販売する者で知事が指定した者

●沿革

昭和31年 創設(昭和32年、34年、36年、39年に税率引上げ)

昭和51年 特例税率(いわゆる暫定税率)を導入(昭和54年、平成5年に税率引上げ)

平成21年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、使途制限を廃止

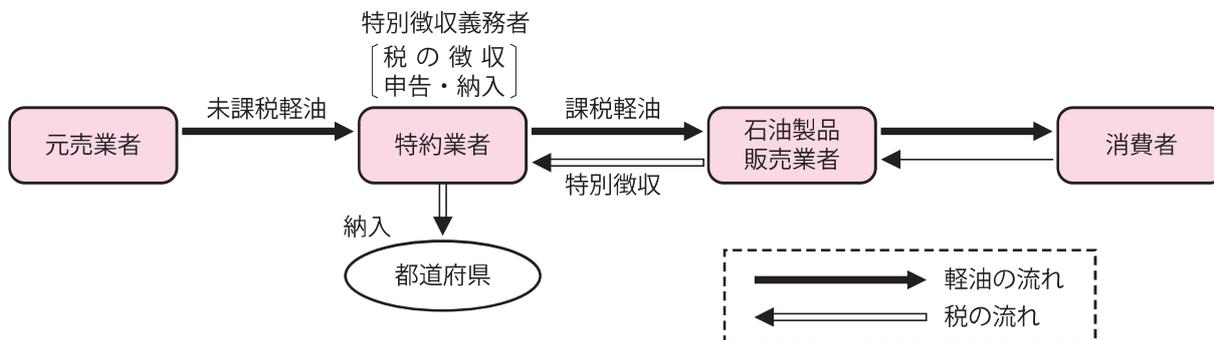
平成22年 特例税率(いわゆる暫定税率)が廃止され、当分の間、平成21年度の税率水準を維持
揮発油価格高騰時には、軽油引取税の税率の特例規定の適用を停止する法的措置を創設

平成23年 揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置を停止

●課税の流れ

引取課税(法第144条の2第1項)

特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで、当該軽油の現実の納入を伴うもの



●免税

農業、林業、船舶等に用いられる軽油は、一定の手続により免税となります。

注 平成21年度から軽油引取税が一般財源化されましたが、免税措置については、令和6年3月31日まで特例措置として継続されています。

●免税の用途一覧

対象事業	用 途
石油化学製品製造業	エチレン等の石油化学製品を製造するための原料の用途等
船舶の使用者	船舶の動力源
自衛隊用機械管理者	自衛隊の通信用機械の電源、公道を走行しない自動車等の動力源
鉄道又は軌道事業者	鉄道又は軌道用車両等の動力源
農業又は林業を営む者 委託を受けて農作業を行う者 農地の造成等を主たる事業とする者 素材生産業を営む者	動力耕うん機等の当該事業に使用する機械の動力源
セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く。)	事業場内においてセメント製品又は原材料の積卸しのために使用する機械の動力源
生コンクリート製造業 (製品を自ら運搬するものを除く。)	事業場内において骨材の積卸しのために使用する機械の動力源
鉱物の掘採事業	さく岩機及び動力付試すい機並びに事業場内において鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源
とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事の工事現場においてくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械の動力源
鉱さいバラス製造業 (中小事業者等のみ対象)	事業場内において鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械の動力源
港湾運送業	港湾において港湾運送のために使用される機械の動力源
倉庫業	倉庫において当該事業のために使用される機械の動力源
鉄道に係る貨物利用運送事業又は 鉄道貨物積卸業	駅の構内で鉄道貨物の積込み若しくは取卸しの事業のために使用する機械の動力源
航空運送サービス業	飛行場内において航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用する作業用機械の動力源
廃棄物処理事業(産業廃棄物処理事業 者および特別管理産業廃棄物処理事業 者にあつては、中小事業者等のみ対象)	廃棄物の埋立地内において廃棄物の処分のために使用する機械の動力源
木材加工業 (木材注葉業を営む者以外が対象)	事業場内において木材の積卸しのために使用する機械の動力源
木材市場業	事業場内において木材の積卸しのために使用する機械の動力源
たい肥製造業	事業場内においてたい肥の製造工程において使用する機械の動力源
索道事業	スキー場においてスキー場の整備のために使用するために必要な装置を備えた機械又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源

注 各対象事業及び用途は、法令において、より詳細に定義されていますので、具体的には県税事務所等へ直接お問い合わせください。

免税手続について

免税手続については、申請者の住所を所管する県税事務所等で行います。

申請者の住所	提出先
那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村	那覇県税事務所
うるま市、宜野湾市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	コザ県税事務所
伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、恩納村、宜野座村、金武町、国頭村、今帰仁村、名護市、東村、本部町	名護県税事務所
宮古島市、多良間村	宮古事務所県税課
石垣市、竹富町、与那国町	八重山事務所県税課

●軽油の製造等の承認

次のような場合には、事前に知事の承認が必要になり、承認のない行為に対しては罰則が課されます。

- 軽油に灯油などを混和するとき。
- 灯油と重油を混和するなどして軽油を製造するとき。
- 灯油や重油などを自動車の燃料として譲渡するとき。
- 灯油や重油などを自動車の燃料として消費するとき。

●混和軽油などにも課税されます

軽油に灯油などを混ぜた混和軽油を販売（消費）した場合や、灯油や重油などを自動車の燃料として販売（消費）した場合は、販売（消費）した人に軽油引取税が課税されます。

この場合の申告・納税は販売（消費）した人が行います。軽油の製造等の承認を得ている場合で、課税済み軽油が含まれているときはその分は控除されます。

●不正軽油等に対する罰則

脱税に関する罪	懲役 10年以下	罰金	1000万円以下
製造の承認を受ける義務に関する罪	懲役 10年以下	罰金 法人重科	1000万円以下 3億円以下
不正軽油の製造に要する資金・土地・建物・機械・原材料・薬品等の提供又は運搬に関する罪	懲役 7年以下	罰金 法人重科	700万円以下 2億円以下
不正軽油の運搬、保管、取得又は処分の媒介若しくは斡旋に関する罪	懲役 3年以下	罰金 法人重科	300万円以下 1億円以下

●免税証等の返納命令について

免税軽油使用者が、地方税の法令の規定に違反した場合などには、免税軽油使用者証と免税証を返納していただくことになります。